

別紙

諮問第1266号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「9月18日の都議会文教委『チーム学校…』の陳情又は教委宛て請願に関し、（1）陳情者（以後請願者含む）が修正を求めていることを委員6人それぞれに相談・確認した日にち（回数も）と内容を記した全文書、（2）委員6人の回答に関する全文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成30年11月16日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会委員との対応記録（メール文書7件）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。本件一部開示決定は、条例7条2号、5号及び6号の規定に基づき適正になされたものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、平成31年4月15日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月31日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年1月21日（第214回第一部会）から同年2月18日（第215回第一部会）まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件開示請求について

実施機関は、都内公立学校における「教育の質の向上」に向けた、校長・副校長を中心とする、多様な人材を活用した学校組織運営の在り方について検討を行うため、平成28年6月、学識経験者及び学校関係者等計6名で構成される「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」（以下単に「検討委員会」という。）を設置した。検討委員会は、早急に取り組むべき方策等を取りまとめ、平成29年2月、実施機関に対し、「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会報告書」（以下「本件報告書」という。）を提出した。

平成29年12月、実施機関宛てに、本件報告書の記述の一部について訂正を求める旨の請願（以下「本件請願」という。）が提出されたことから、実施機関は、検討委員会委員に対してメールにより本件請願があった旨を報告し、その回答の原案について個別に意見を聴いた上、平成30年3月、請願者に対して回答書を送付した。

平成30年6月、東京都議会に対し、更に本件報告書の訂正を求める陳情（陳情30第42号）が提出されたため、同年9月18日、東京都議会文教委員会において陳情の審査が行われ、その際、実施機関の職員より、本件請願について検討委員会委員に報告、相談等を行った経緯が説明された。

本件開示請求は、その実施機関と検討委員会委員とのやり取りが行われた日にち、回数及びその内容に関する記録の開示を求めるものである。

### イ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件開示請求に係る文書として本件対象公文書を特定し、その記載の一部（以下「本件非開示情報1」という。）については条例7条5号及び6号に、委員の意見が記載された部分（以下「本件非開示情報2」という。）については同条6号に、職員以外の個人に関する情報が記載された部分（以下「本件非開示情報3」という。）については同条2号に、職員のメールアドレスについては同条6号にそれぞれ

れ該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、職員のメールアドレスを除くその余の非開示情報について開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報1から3の非開示妥当性について判断する。

#### ウ 本件非開示情報1から3の非開示妥当性について

##### (ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、本件請願に対する回答書を作成するに当たり、検討委員会委員の意見を聴くために、実施機関職員が各委員との個別のメールのやり取りにおいて提示した、回答内容の原案が記載された部分であることが確認された。

これらの検討段階にある未成熟の情報を公にすると、それがあたかも確定した情報であるかのように受け止められ、都民に無用な憶測や誤解を招くおそれがあるなど、実施機関が本件報告書の提言に基づき課題解決に取り組む上で、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は条例7条6号に該当し、同条5号該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

##### (イ) 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、検討委員会委員から実施機関職員宛てに送られた個別のメール返信文のうち、各委員の個人的な見解が記載された部分であることが確認された。

このような個別のメールのやり取りにおいて委員から非公式に示された見解を公にすることとなると、今後同様に有識者等第三者に対して非公式に意見照会等を行う必要が生じた場合において、相手方が率直な意見を述べることを躊躇することが想定され、また、信頼関係が損なわれるなど、実施機関が行う地方教育行政に係る事務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

##### (ウ) 本件非開示情報3について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3は、特定の個人の氏名や活動内容に関する情報が記載された部分であることが確認された。

したがって、本件非開示情報3は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑